政令第六十二号

戦傷病者戦没者遺族等援護法第八条の三第一項の改定率の改定等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）第八条の三第二項第五号の規定に基づき、この政令を制定する。

戦傷病者戦没者遺族等援護法第八条の三第一項の改定率の改定等に関する政令（平成二十年政令第百二十二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

戦傷病者戦没者遺族等援護法第八条の三第一項の改定率の改定に関する政令

第一条中「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に改め、「（以下「法」という。）」を削り、同条の見出し及び条名を削る。

第二条を削る。

附　則

この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

厚生労働大臣　小宮山洋子
内閣総理大臣　野田　佳彦

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽
国事行為臨時代行名
平成二十四年三月二十八日
内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第六十三号

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律（昭和二十七年法律第二百四十五号）第六条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令（昭和二十七年政令第四百二十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項ただし書中「一万四千二百円」を「一万四千百円」に改める。

第七条の二第二項第一号中「十万四千五百三十円」を「十万四千二百九十円」に改め、同項第二号中「五万六千七百二十円」を「五万六千六百円」に改め、同項第三号中「五万二千二百七十円」を「五万二千百五十円」に改め、同項第四号中「二万八千三百六十円」を「二万八千三百円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の第五条第二項及び第七条の二第二項の規定は、この政令の施行の日以後に給付の事由が生じた給付並びに同日前に給付の事由が生じた傷病給付年金、障害給付年金及び遺族給付年金である給付で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、その他の給付については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　野田　佳彦

証人等の被害についての給付に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽
国事行為臨時代行名
平成二十四年三月二十八日
内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第六十四号

証人等の被害についての給付に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、証人等の被害についての給付に関する法律（昭和三十三年法律第百九号）第六条の規定に基づき、この政令を制定する。

証人等の被害についての給付に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項ただし書中「一万四千二百円」を「一万四千百円」に改める。

第五条の二第二項第一号中「十万四千五百三十円」を「十万四千二百九十円」に改め、同項第二号中「五万六千七百二十円」を「五万六千六百円」に改め、同項第三号中「五万二千二百七十円」を「五万二千百五十円」に改め、同項第四号中「二万八千三百六十円」を「二万八千三百円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の第四条第二項及び第五条の二第二項の規定は、この政令の施行の日以後に支給原因たる事実が生じた給付並びに同日前に支給原因たる事実が生じた傷病給付年金、障害給付年金及び遺族給付年金である給付で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、その他の給付については、なお従前の例による。

法務大臣　小川　敏夫
内閣総理大臣　野田　佳彦

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽
国事行為臨時代行名
平成二十四年三月二十八日
内閣総理大臣　野田　佳彦